新潟県少年自然の家管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月27日

新潟県教育委員会

教育長　　稲　荷　　善　之

新潟県教育委員会規則第３号

新潟県少年自然の家管理規則の一部を改正する規則

新潟県少年自然の家管理規則（昭和48年新潟県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。）に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）に対応する次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改　　正　　後	改　　正　　前
（趣旨） **第１条**　この規則は、新潟県少年自然の家条例（昭和48年新潟県条例第49号。以下「条例」という。）第６条の規定に基づき、新潟県少年自然の家（以下「少年自然の家」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） **第１条**　この規則は、新潟県少年自然の家条例（昭和48年新潟県条例第49号。以下「条例」という。）第５条の規定に基づき、新潟県少年自然の家（以下「少年自然の家」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。
（使用料） **第５条の２**　使用者は条例第５条に定める使用料を前納しなければならない。ただし、所長は、特別の理由があると認めるときは、後納させることができる。 ２　（略） （使用料の免除） **第５条の３**　条例第５条の２の規定により、次の各号の一に該当すると認めるときは、使用料の全部を免除する。 (1) 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は高等専門学校が教育課程に基づく教育活動のために使用する場合（ただし、高等専門学校の第４学年以上の者が使用する場合を除く。） (2) 少年自然の家が主催する事業に使用する場合 ２　その他教育委員会が特に必要と認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。	（使用料） **第５条の２**　第３条第３項に該当する者が使用を許可されたときは条例第５条に定める使用料を前納しなければならない。ただし、所長は、特別の理由があると認めるときは、後納させることができる。 ２　（略）
別記 **第１号様式**（第４条関係） 使用申込書 （略） （略） 利用施設（利用日）　（略） 使用料の　□第５条の３第１項第１号該当（教	**別記** **第１号様式**（第４条関係） 使用申込書 （略） （略） 利用施設（利用日）　（略）

減免	育課程に基づく教育活動）　□第５条の３第２項該当（その他教育委員会が特に必要と認める場合）
（略）	

（略）

第２号様式（第５条関係）

使用許可書

（略）

（略）			
使用料	宿泊室	学齢に達しない者	のべ　人分　円
		小学生及び中学生	のべ　人分　円
		高校生等	のべ　人分　円
		そ の 他	のべ　人分　円
	（略）		
（略）			

（略）

（略）	

（略）

第２号様式（第５条関係）

使用許可書

（略）

（略）		
使用料	宿泊室	のべ　人分　円
	（略）	
（略）		

（略）

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和２年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の規定は、この規則の施行の日以後に使用の許可を受ける者について適用し、同日前に使用の許可を受けている者については、なお従前の例による。